

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 清水町社会福祉協議会

令和6年度 清水町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

昨年度（令和5年度）は新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、様々な地域活動が徐々に緩和された中、国際情勢に起因する物価高騰などが絡み合い、先行きの見通せない状況が続いた1年でありましたが、清水町社会福祉協議会は、令和6年1月11日に法人設立50周年を迎えました。

これもひとえに、町民の皆さまをはじめ、社会福祉関係団体・機関のご支援とご協力の賜物と深く感謝申し上げます。今までも、そしてこれからも皆さまとともに歩んでまいります。

清水町社会福祉協議会は、基本理念である『知り合おう、支え合おう～地域のみんなでつなぐ、笑顔と幸せの輪～』に基づき第6次清水町社協地域福祉活動計画を令和5年度からスタートいたしました。

令和6年度は同計画2年目として初年度に着手した取組みを着実に進めてまいります。

併せて、新たに取り組むべき課題やニーズを的確にとらえ、清水町役場をはじめ、関係機関・各種団体との一層の連携のもと、福祉サービスの質の向上と住民主体の福祉のまちづくりを推進してまいります。

第6次清水町社協地域福祉活動計画の基本理念

基本理念

知り合おう、支え合おう

～ 地域のみんなでつなぐ、笑顔と幸せの輪 ～

2. 重点項目

◎ 清水町社会福祉法人ネットワーク事業の推進

社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、支援を必要とする方に福祉サービスを積極的に提供する義務があり、各法人が地域の福祉ニーズを踏まえつつ、自主的に多様な地域活動を行っています。

そうした中、昨年度清水町内4つの社会福祉法人（育清会・湧泉会・徳名会・清水町社会福祉協議会）で、社会福祉法人連絡会を発足しました。

「地域における公益的な取組」を実施するため、法人連携のもと住民の皆さま

まと一緒になって地域の福祉課題を把握し、解決に向けてできるアプローチは何かを考え、地域での顔の見える関係づくりを進めます。

◎ 清水町社会福祉協議会災害対応マニュアルの策定

全国各地で自然災害が多発する中、清水町社会福祉協議会では、通常業務が困難となるような大規模地震や風水害の発生に備え、災害復旧支援体制、災害ボランティアセンター運営、重要業務や福祉サービスが中断しないための事業継続計画(BCP)等を含む「災害対応マニュアル」を整備します。

◎ 清水町生活支援サポーター“ささえ愛”事業の推進

65歳以上の一人暮らし又は高齢者世帯の方々のちょっとした困りごと『ゴミ出し、掃除、草取り、買い物支援等』を地域ボランティアがお手伝いする生活支援サポーター“ささえ愛”事業を令和5年度から開始しました。さらなる生活支援サポーターの養成や事業周知を行い、継続実施します。

生活支援サポーター“ささえ愛”事業の実施にあたっては、利用者から低額の利用料金を徴収し、生活支援サポーターには、ゆうすいポイントを付与する住民参加型福祉サービスを実施しています。

◎ SNSを活用した福祉情報の発信強化

社協の取り組みや各事業の開催案内、地域の福祉活動などについて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用して迅速に情報発信をしていきます。

3. 実施事業

1 法人本部

(1) 法人運営事業

- ①経営組織のガバナンスの強化
 - ・理事会・評議員会の開催及び機能強化
 - ・苦情解決窓口、第三者委員の設置
- ②財務規律の強化
 - ・余裕財産を明確にするとともに、令和4年度に作成した社会福祉充実計画に基づき、社会福祉事業を実施する。
- ③地域における公益的な取組（清水町社会福祉法人ネットワーク事業）
 - ・町内社会福祉法人（育清会・湧泉会・徳名会・社会福祉協議会）と連携した地域における公益的取組について協議する。
 - ・福祉なんでも相談窓口の設置
 - ・町内社会福祉法人の情報発信等
- ④事業運営の透明性の向上
 - ・インターネットを通じて現況報告書、計算書類、定款、役員報酬基準、

役員報酬総額、利害関係者との取引を公表する。

- ⑤経理、給与、人事（勤怠管理の開始）等事務の効率化
- ⑥社協会費・日赤会費・共同募金等の収納事務の強化及び活用の周知を図る。
- ⑦生活福祉資金貸付事業（静岡県社協受託事業）
 - ・低所得世帯に対する経済的な自立を目的とした、生業資金や修学資金等の貸付及び償還指導並びに特例貸付の債権管理を実施する。
- ⑧広報啓発事業
 - ・住民の福祉への関心・理解の促進、参加を高める意識づくりを目的に、社協が取り組んでいる事業活動の紹介、福祉センター催事の案内、地域の福祉活動など幅広く福祉情報を提供します。
 - ・社協だより、ホームページ、フェイスブック等 SNS と連携した情報発信を行う。

(2) 地域福祉活動推進事業

- ①地域福祉活動計画
 - ・第6次清水町社協地域福祉活動計画（2年目）の推進
- ②福祉教育・ボランティア事業
 - ・ボランティア団体への助成・支援
 - ・小・中学生を対象とした夏休み福祉体験講座の開催
- ③貸付事業（小口資金貸付金）
 - ・緊急又は不時の出費を要する生活困窮者等へ貸付を実施
- ④手話通訳者派遣事業（清水町受託事業）
 - ・聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者が、健聴者との意思の疎通を図る上で支障がある場合に手話通訳者を派遣し、意思伝達の手段を確保することにより、聴覚障害者等の福祉の増進に資することを目的に実施する。
 - ・手話奉仕員養成講座（入門・基礎）の開催
- ⑤要約筆記者派遣事業（清水町受託事業）
 - ・聴覚障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため要約筆記者を派遣する事業を実施する。
- ⑥戦没者を追悼し平和を祈念する式典事業（清水町受託事業）
 - ・戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝えることを目的に式典を開催する。
- ⑦成年後見推進事業（清水町受託事業）
 - ・沼津市、裾野市、長泉町、清水町の2市2町市民後見人養成講座及び修了者へのフォローアップ研修の開催
 - ・成年後見制度の周知
- ⑧法人後見業務の促進
 - ・法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がい

などによって、判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、財産管理及び身上監護などの成年後見活動を行う。

⑨大規模災害に対する備え

- ・災害ボランティアコーディネーター清水町連絡会とともに災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施する。
- ・災害ボランティアコーディネーター養成講座の開催
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアル、事業継続計画(BCP)を含む災害対応マニュアルを整備する。

(3) 在宅福祉推進事業

①日常生活自立支援事業（静岡県社協受託事業）

- ・判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類の保管等を行う。

②生活困窮者自立相談支援事業（静岡県受託事業）

- ・経済的な問題を抱えた人や長期失業者、ひきこもりなど、生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談に応じ、支援プランを作成して包括的・継続的な支援を行う。

③生活支援体制整備事業（清水町受託事業）

- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができることを目的に、生活支援コーディネーター業務及び協議体を運営する。
- ・住民主体の地域支え合い勉強会、講演会の開催等
- ・生活支援サポーター養成講座の開催
- ・生活支援サポーター“ささえ愛”事業の推進
- ・オレンジカフェの開催及び地域の居場所づくりの支援

④福祉総合相談

- ・日常生活の困りごとなど、総合的な相談窓口の開設

(4) 福祉団体事業

- ・団体活動補助金交付（6団体）

(5) 共同募金配分金事業

①福祉啓発・住民参加促進事業

i 清水町ふれあい広場（11月中旬）

ii 清水町社会福祉大会

- ・福祉功労者の顕彰と記念講演の開催（6月下旬～7月上旬）

iii 広報紙「社協だより」の発行

- ・年に3回発行、発行部数12,500部

iv 生活困窮世帯への支援等

- ・日用品や食糧の支援等

②福祉教育・ボランティア事業

i 福祉教育実践校事業

- ・町内小中5校に助成金を交付し、福祉教育活動の推進

ii ボランティア支援

- ・社協に登録しているボランティアに対し、ボランティア保険の加入(350人予定)
- ・子ども(地域)食堂・子育て団体等への支援

iii 高齢者居場所事業支援

- ・社協で実施している高齢者居場所事業への講師料・消耗品等の助成

iv 災害ボランティアセンター立上訓練支援

- ・立上訓練に必要な消耗品等の助成

③ 歳末たすけあい運動

- ・「つながりささえあうみんなの地域づくり」をスローガンに、年末に対象者へ助成金を贈呈する。

(6) いきいきサロン事業(清水町受託事業)

- ・おおむね60歳以上の方々を対象に地区の公民館を利用し、地域での仲間づくりや介護予防を目的に実施する。年24回

2 介護保険事業

(1) 地域包括支援センター(清水町受託事業)

① 高齢者総合相談

- ・地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぐ。
- ・実態把握に努め、潜在化しているニーズを発見し、適切な機関・制度・サービスにつなぐ。
- ・多問題に対応できるようセンターの専門職によるチーム支援を行う。
- ・地域ケア会議を開催し、関係機関とのネットワーク構築と連携を強化する。

② 権利擁護事業

- ・成年後見制度の相談に対応する。
- ・高齢者虐待防止のため、高齢者虐待防止個別ケース会議を開催し、対応を協議した上で必要な措置を講じる。
- ・虐待等の緊急時24時間受付体制を運用する。
- ・消費生活センターと連携し、消費者被害防止の注意喚起と相談に対応する。

③ 包括的継続的ケアマネジメント

- ・ケアマネジャーと関係機関やケアマネジャー同士のネットワークを構築する。
- ・日常的な個別指導・助言や資質向上のための研修会などを通じてケアマネジャーを支援する。

- ④介護予防ケアマネジメント
 - ・要支援者等の心身の状況や希望と生活環境を考慮した介護予防サービス計画を作成し、本人の自立支援・生活支援を行う。
- ⑤認知症総合支援事業
 - ・認知症地域支援推進員の設置
 - ・認知症初期集中支援チームの設置
 - ・認知症カフェ等の運営・協力
 - ・チームオレンジの運営
- ⑥在宅介護者のつどい
 - ・家族介護支援事業の一環として、在宅介護者のつどいを開催し、介護者同士の交流・リフレッシュ、介護技術の習得を通じ介護者の負担軽減を図る。
- ⑦在宅医療・介護連携に関する相談
 - ・地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談を受け付ける。

3 老人福祉センター

- (1) 福祉センター管理事業（清水町指定管理事業）令和2年度～5年間
 - ・老人福祉センター、地域福祉センター、柿田川作業所の機能を併せ持つ施設として、会議室等の貸館やその機能が活かされるような施設管理を実施する。
 - ・指定管理者として施設のセリフモニタリングを行い、サービス向上に努める。
 - ・感染症対策を講じながら福祉センター自主事業（体操教室・スマホ教室・健康麻雀ほか居場所づくり）等の活性化を図る。
 - ・福祉センター管理事業次期（令和7年度～）指定管理者に向けた準備を行う。

4 児童事業

- (1) 放課後児童教室（清水町受託事業）
 - ・西小学校において、放課後及び土曜日、長期休みに保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、健康管理や安全確保、遊びや見守り等の支援を行う事業を実施する。
- (2) 児童館管理（清水町受託事業）
 - ・児童館の周知や施設管理を行う。
 - ・おもちゃ病院の開設
 - ・子育て団体との交流
- (3) 子育てイベントの開催
 - ・子育て団体と子育て応援イベント（年3回）を開催する。

5 障害者支援事業

(1) 就労継続支援B型事業（経営事業）

- ・通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を「個別支援計画」に沿って実施する。
- i 就労意欲や自信を高めるために作業収益と工賃の向上を図り、施設外支援も積極的に行う。
- ii 感染症や災害時対応の指針を作成し、安全に活動に参加できる就労環境をつくる。
- iii 地域に開かれた事業所づくりに心がけ、地域イベントへの参加やボランティア等の受け入れを積極的に行う。
- iv 権利擁護・虐待防止のための委員会を設置し、研修等を通じて職員の権利擁護に関する意識向上をはかり実践してゆく。

(2) 障害者相談支援事業（清水町受託事業）

①障害者（児）等からの一般的な相談支援

- ・障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会に参加し、中立・公平な相談事業の実施や地域の関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善を推進する。

②障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）

- ・サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

- i 「サービス等利用計画」の作成
- ii モニタリング（サービス等利用計画の見直し）
- iii サービス担当者会議の開催等

③基幹相談支援センター機能強化事業

- ・地域の相談支援体制の強化を図るために、相談支援事業所との連携会議を主催し、障害者自立支援協議会の部会運営（こども子育て部会・くらしと就労部会・相談支援専門部会・地域生活支援拠点部会）を行う。

④障害支援区分認定調査

(3) 地域活動支援センター（清水町受託事業）

- ・ 障害者等に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を実施する。

- i 町の実状に応じた憩いの場の提供

- ii 日常生活支援プログラム

- iii 就労支援プログラム